

金沢市火災予防条例の一部改正の概要について

1 改正趣旨

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、「火災予防条例（例）の一部改正について」（令和7年8月29日付け消防予第383号、消防特第159号）が消防庁次長より通知されました。

これを受けて、本市においては、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、段階に応じて強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである「林野火災注意報」や、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく火災警報のうち林野火災の予防を目的とした「林野火災警報」を的確に発令するとともに、林野火災注意報や林野火災警報の発令時における防火指導の強化や火の使用制限の徹底を行います。また、火災予防条例に基づくたき火*の届出制度を通じてたき火の実施を把握し、これを行う者に対して防火指導を行います。

※ 消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いなくて、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいい、森林法第21条の許可対象となる火入れを基本的に含みます。

2 改正内容

「火災予防条例（例）の一部改正について」を踏まえ、金沢市火災予防条例（以下「条例」という。）を次のとおり改正します。

（1）【改正】条例第29条（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）に関する事項

ア 条例上の「火災に関する警報」は、法第22条第3項に規定するものであることを明確化する。

イ 火災警報発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、当該規定を削除する。

（2）【新設】条例第29条の8（林野火災に関する注意報）に関する事項

ア 発令権者：市長とする。

イ 発令要件：気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとき。

ウ 火気使用制限：条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない（努力義務）。

エ 火気使用制限対象区域の指定：市長は、対象区域を指定することができる。

（3）【新設】条例第29条の9（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）に関する事項

市長は、林野火災警報を発令したとき、条例第29条各号に定める火気使用制限に従う区域を指定できる。

（4）【改正】条例第45条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）に関する事項

ア 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確化する。

イ 消防長又は消防署長は、届出の対象となる期間及び区域を指定できる。

3 施行日

令和8年1月1日（予定）

